

議案第49号

山陽小野田市庁舎建設整備基金条例の制定について  
山陽小野田市庁舎建設整備基金条例を次のように定める。

令和3年5月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

山陽小野田市庁舎建設整備基金条例

(設置)

第1条 山陽小野田市の本庁の建物、その敷地及びその他の設備（以下「本庁舎」という。）の建設整備に要する財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、山陽小野田市庁舎建設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 各会計年度の基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、本庁舎の建設整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。